

データ解析に係る技術の法的保護の可能性

平成 30 年度技術情報保護テキスト作成委員会

弁理士 渡辺 知晴

1. 背景

近年では、演算処理等の高速化により、データを解析することにより得られる知見が爆発的に増大しています。このような背景から、従来では、それほど価値が認められていなかったような、例えば顧客の行動履歴や商品の購入履歴といった、単なるデータの有する「価値」が見直され始めています。

しかしながら、このようなデータ自体は、無体物であり、原則として、所有権等の権利の対象とはならないものと考えられます（民法206条、同法85条参照）。

このような状況において、価値あるデータを保護することは、今後の企業活動における重要なテーマの一つともなっています。本コラムにおいては、以下の事例に基づいて、価値あるデータを法律上どのような形で守ることができるのか検討して見ることにしましょう。

2. 事例

大手自動車メーカーにエンジンを提供するA社が、A社の管理する各種「データ」に基づいて、A社の月毎の受注件数を予測するためのシステムの開発をデータ解析会社B社に依頼するような場合の事例を想定して検討を行ってみましょう。

ここで、本事例におけるデータとは、例えば、A社の過去の受注実績を示すデータ（以下、「受注実績データ」と呼ぶ）や、夫々の案件を受注した企業の詳細を示すデータ（以下、「受注企業データ」と呼ぶ）等、が該当すると考えられます。

3. 不正競争防止法による保護

(1)

このようなデータは、無体物であるデータであっても、不正競争防止法上の「営業秘密」又は「限定提供データ」に該当すれば、不正競争防止法上の保護対象となり得ます。

ここで、対象となる「データ」が、営業秘密に該当するためには、①秘密として管理されており、②有用であり、かつ③公然と知られていないことが必要となります。

また、対象となる「データ」が限定提供データに該当するためには、①業として特定の者に提供する情報として、②電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている、③技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）であることが必要となります。

(2)

しかしながら、「データ」を営業秘密として保護しようとする場合、秘密として、公然と知られずに管理し続ける必要がありますし、秘密として管理されていることが第三者に客観的に分かる態様で管理しておくことが重要となります。

この点、近年は、データ解析の手法が複雑化しているため、ユーザが所有するデータをベンダ（データ解析を生業とする事業者等）に提供して、解析を依頼するというビジネスモデルが一般的になっています。当然ながら秘密保持契約（NDA）等を結ぶことである程度の対処は可能ですが、訴訟の結果が出るまでは結論が不明確であり、実務的なリスクは低くはないかもしれません。

なお、データの場合には限りませんが、特許等を保有しておらず、技術をノウハウのみで保護すると自社の保有技術について外部的な説得力に欠ける為、投資等の場面において不利に働く場合も有ります。

(3)

本事例でこれを見ると、A社の管理する受注実績データや受注企業データ等が、不正競争防止法上の営業秘密又は限定提供データに該当すれば、不正競争防止法上の保護を受けることが可能です。

4. 著作権法による保護

(1)

データそれ自体は、通常、「創作性」が認められないことから著作権法上の保護対象にはなりません。ただし、例えば、そのデータがある程度体系化されており創作性を有する場合には、データベースの著作権物等に該当する場合があります。しかし、このようなケースは限定的であり、データ自体が、著作権法上の著作物に該当するケースはそれほど多くはないかもしれません。

しかし、プログラムについては、「創作性」が認められる場合も有り、そのような場合には、プログラムが著作権法上の保護対象となる場合があります。つまり、データを解析する方法や解析結果を利用する方法に特徴がある場合、例えば、それを実現するプログラムを著作権法上の著作物として保護することが可能です。

(2)

本事例でこれを見ると、A社の管理する受注実績データや受注企業データそれ自体が、著作権法上の保護対象となる可能性は低いものの、例えば、これらのデータを解析するために用いられたプログラム等については、著作権法上の保護対象となる可能性があると考えられます。

5. 特許法による保護

(1)

著作権法の場合と同様、データそれ自体が、特許法上の発明に該当することは極めて限定的と考えられます。ただし、例えば、データを解析する方法や解析結果を利用する方法に用いられるサーバやプログラムについては、特許法上の発明として保護される場合があります。この点、上述の不正競争防止法による保護等との関係で言えば、出願後であれば、第三者に開示等した場合でも問題とならないため、例えば、リバースエンジニアリングのような事象にも対応が可能です。

しかしながら、特許を取得するためには相当の費用をかける必要もありますし、また、発明であったとしても特許取得のための要件をすべて備えているとも限りません。どのような方向性（内容）で特許出願を行うのかについては、十分に検討することが必要となります。

（２）

本事例でこれを見ると、著作権法の場合と同様、A社の管理する受注実績データや受注企業データそれ自体が、著作権法上の保護対象となる可能性は低いものの、例えば、これらのデータを解析するために用いられたプログラム等については、特許法上の発明として保護することができる場合があります。

また、今回のA社の事例では、該当しない可能性が高いと思いますが、保護したいデータが通常のセンサ等では取得することが難しいようなデータであれば、データを取得するためのセンサに関連する技術を発明として保護することが有効な場合も有ります。

6. 結論

以上のように、データや、それに関連する技術については、直接的に法律的な保護を受けることができる場合が限定的ではある反面、間接的には、様々な観点によって法律的な保護を受けることができる可能性があります。しかしながら、これらの保護は、夫々長所と短所があり、当事者は、どのような形でデータやそれに関連する技術を保護するのかを検討する必要があります。

本事例の主役であるA社の例で言えば、費用が掛からないからというような理由で不正競争防止法による保護のみに頼ってしまった場合、ノウハウが流出した時点で保護する手段がなくなります。一方で、特許法による保護のみを意識して、出願数を増やしすぎてもコストが膨大に膨れ上がってしまうというような事態に陥りかねません。

さらに言えば、いくら法律的な保護が可能であるとはいっても、実体的な保護をないがしろにしては、意味がありません。つまり、A社は、このような各種の法的保護と、実体的保護（例えばサーバの管理や、アクセス制限等）を合わせて、総合的に検討し、関連するビジネス全体を保護することを考える必要があるのです。

以上